

最終保障供給特例承認申請書

2023年7月3日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

ネサ運第94号

2023年7月3日

経済産業大臣

西村康稔 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役
社長 長谷川宏之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2023年6月29日からの大雨に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、山口県2市（山口市、美祢市）に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023年6月29日からの大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる最終保障供給について、被災されたお客さまから申出があった場合には、電気最終保障供給約款（2023年3月9日届出。以下「最終保障供給約款」という。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいう。）以外の供給条件として、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの2023年5月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、6月、7月および8月料金計算分の電気料金の支払期日を、各々1か月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年12月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。
4. 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2023年12月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
5. 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、2023年12月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を

免除する。

6. お客様が被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを 2023 年 12 月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

7. この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以上

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

2023年6月29日からの大雨に伴い、当社供給区域内のお客さまが災害により被害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、山口県2市（山口市、美祢市）に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（2023年6月29日からの大雨により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された最終保障供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

山口県：山口市、美祢市

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

島根県：鹿足郡津和野町、鹿足郡吉賀町

山口県：下関市、宇部市、萩市、防府市、長門市、周南市、山陽小野田市

以 上